

(総 則)

- 第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約の目的物(以下、「物品」という。)を、契約書記載の納入期限までに契約書記載の納入場所において甲に納入するものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 5 この契約書に定める請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(監 督)

- 第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(納入方法等)

- 第3条 乙は、物品を納入するときは、納品書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き一括して納入するものとする。ただし、甲がやむを得ない理由があるとみとめるときは、分割して納入することができる。
- 3 乙は、一旦甲に納入した物品を、甲の承諾を得ないで持ち出すことができない。

(検 査)

- 第4条 乙は、物品を納入しようとするとき、又納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 乙は、第2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 第2項の検査に直接必要な費用及び検査のために変質変形又は消耗き損した物品に係わる損失は、全て乙の負担とする。
- 6 甲は、第2項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

(手直し又は引き換え)

- 第5条 乙は、納入した物品の全部又は一部を前条第2項の検査に合格しないときは、速やかにその不合格となった物品を引き取った上、手直し又は引き換えにより、仕様書等に適合した物品を直ちに納入しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定により手直し又は引き換えが完了したときは、その旨を甲に通知し納入しなければならない。

(手直し等に係る検査)

- 第6条 甲は、前条第2項の規定により乙より納入の通知があったときは、直ちに検査を行うものとする。
- 2 第4条の規定は、前項の検査について準用する。

(所有権の移転、引き渡し及び危険負担)

- 第7条 物品の所有権は、検査に合格したときに、乙から甲に移転し、同時にその物品は甲に引き渡されたものとする。
- 2 前項の規定により、所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第8条 乙は、納品した物品に種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

- 第9条 乙は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記して甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

(納入期限の延長の許可)

- 第10条 前条の規定による願い出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(遅延違約金)

- 第11条 第9条の規定により願い出があった場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、甲は、

乙から遅延違約金（次項の規定により計算した額が100円未満の場合を除く。）を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 第3条第2項の規定により物品が分割して納入され、又は物品の一部について検査に合格し、かつ、甲において分割して納入された部分、又は検査に合格した部分によって使用することができるものと認めた場合において、第1項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

（契約内容の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を中止させることができる。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（減価採用）

第14条 甲は、第4条第2項又は第6条第1項の検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

（甲の催告による解除権）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1） 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- （2） 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- （3） 正当な理由がなく第5条第1項又は第8条第1項の引き換え又は手直し等がなされないとき。
- （4） 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- （5） 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たりその指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- （6） 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第15条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 第25条の規定に違反し、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- （2） この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- （3） 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確にしたとき。
- （4） 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （5） 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （7） 第18条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- （8） 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- （9） 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行として事業活動があったとされたとき。
- （10） この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額（検査に合格した納入物品があるときは、契約金額から既に納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の10分の1に相当する額）を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。

- （1） 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- （2） 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- （契約の相手方として不適当であると認められる場合の解除）
- 第15条の4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与しているとき。
 - (2) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 甲が発注する工事等の契約の相手方の下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、下請負人等と契約したと認められるとき。
 - (6) 乙が、日野市契約における暴力団排除措置要綱（平成24年12月27日制定）第5条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- 2 前項による解除の場合は、第15条の3第1項の規定を準用する。
- （不当介入等に関する報告等）
- 第16条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察署に届出するものとする。
- 乙は、乙が直接又は間接に指揮又監督等を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し同様の措置を行うよう指導するものとする。
- （協議解除）
- 第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （乙の解除権）
- 第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 第12条の規定により、甲が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第12条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。
- （契約解除の場合における既納物品の取り扱い）
- 第19条 第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4及び第17条の規定により契約が解除された場合において、すでに納入された物品（以下「既納物品」という。）があるときは、甲は、必要と認める既納物品の全部又は一部を、その所有とすることができる。
- 2 前項の規定により甲の所有とする既納物品の代価については、甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 乙は、既納物品のうち、第1項の規定により甲の所有とした物品以外のものを甲の指示する期間内に、乙の負担において引き取らなければならない。
- （代金の支払）
- 第20条 乙は、物品を完納し、かつ、甲の検査に合格した後でなければ代金の支払を請求することができない。
- 2 乙は、甲の定める手続に従って、書面により代金の支払を請求するものとする。
- 3 甲は、第2項の請求があったときは、これを審査し適正と認めたときは、それを受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 4 甲の責に帰すべき理由により、前項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延日数1日につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。
- （既納物品の代金の支払）
- 第21条 乙は、第19条第1項の規定により甲の所有とした既納物品の代金を、同条第3項に定める引き取り後でなければ請求することができない。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合について準用する。
- （契約保証金）
- 第22条 第15条、第15条の2、第15条の3及び第15条の4の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲

に帰属する。

2 第15条、第15条の2、第15条の3及び第15条の4の規定により、契約が解除された場合において、契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に満たないときは、乙は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第19条第1項の規定により既納物品の全部又は一部を甲の所有とした場合にあっては、この既納物品の代価を違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

3 甲は、この契約消滅後又は第17条の規定により契約が解除されたときは、乙の書面に基づく請求により30日以内に契約保証金を返還する。ただし、乙は、第19条第3項に定める引き取りの義務を履行しないときは、その履行が完了するまで契約保証金の返還を甲に請求することができない。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(賠償の予定)

第23条 乙は、第15条の2第1項第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第15条の2第1項第10号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の賠償額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(費用の負担)

第24条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第25条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定等)

第26条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。